

令和6年度

第409回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	ただいまから令和6年度第409回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中12名でございまして、本総会に欠席の連絡が4番岸部忍委員、3番の仲宗根委員がちょっと遅れているようでございますが、12名でございしますので、総会は成立しております。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、5番高宮城実一郎委員、13番大城信男委員にお願いします。 事前現地調査委員は、1番島袋孝栄委員、4番仲村学委員、14番、私宮城の3名となっております。報告者は、1番島袋孝栄委員にお願いします。 それでは議事のほうに移ります。議案第1号 沖縄市農地利用最適化推進委員の選任については、8番松堂直子委員が農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当します。松堂直子委員には、議案第2号より議事に参与いただきたいと思います。8番松堂直子委員、一時退席をお願いします。 それでは、議案第1号 沖縄市農地利用最適化推進委員の選任について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは議案第1号について、説明させていただきます。 議案第1号を読み上げて説明。 以上でございます。
議長	しばらく休憩して調整をしていきたいと思います。とっております。 休憩します。 (一 休 憩 一)
議長	再開します。 農地利用最適化推進委員の欠員補充1名に対し、候補者が3名おります。農地利用最適化推進委員の選考方法について投票で決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございます。投票により選考したいと思います。 それでは沖縄市農業委員会選挙事務取扱規程第2条により、選挙の宣告をいたします。また、同規程第6条第1項及び第2項により、選挙立会人を委員の中から選任しなければなりません。議長が指名してもよろしいでしょうか。特にご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	それでは指名をしていきたいと思います。13番大城信男委員、10

議長	番仲泊元輝委員、5番高宮城実一郎委員でよろしくお願ひしたいと思っております。今、3名の委員の指名をしましたが、それでよろしいでしょうか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございますので、3名の皆様、よろしくお願ひいたします。それでは投票を行います。今から事務局職員が出席委員12名に投票用紙を配付します。選挙立会人の皆様は投票箱をご確認ください。投票の間、しばらく休憩いたします。 (一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 投票の漏れはございませんか。大丈夫ですね。 投票漏れなしと認めます。投票箱を閉鎖いたします。ちょっとお待ちください。1人投票漏れがございますので、再度説明をして投票をお願いしたいと思います。 しばらく休憩します。 (一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 先ほどの12名というものについて、13名に変更していただきたいと思っております。参加総数12名を13名に修正していただきたいと思ひます。投票の漏れはありませんか。大丈夫ですね。 投票漏れなしと認めます。投票箱を閉鎖いたします。 これより開票を行いますので、選挙立会人は立会いをお願いします。 (開 票)
議長	開票の結果を報告する前に、先ほど13名と報告してあったんですが、実質的にお一人は議事参与でございますので、12名ということで再度訂正をさせていただきます。投票総数は12名ということになっております。 それでは開票の結果を報告いたします。有効票数12票、無効票数0票、有効票中、又吉さんが7票、松堂さんが3票、仲宗根さんが2票、よって、又吉彩子さんを農地利用最適化推進委員に決定いたします。 それでは8番松堂直子委員、入室をお願いします。 以上、最適化推進委員については決定いたしました。 それでは、また次の議事に移ってまいります。議案第2号、受付番号11番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案書の１ページをお開きください。 議案第２号、受付番号１１番を読み上げて説明。 以上でございます。
議長	現地調査を１番島袋孝栄委員、２番仲村学委員、１４番宮城徳重委員の３名で行っていますので、調査報告を１番島袋孝栄委員のほうでお願いします。
１番	１１月２２日金曜日、午後１時から午後３時まで、２番仲村学委員と１４番宮城徳重委員、私、島袋孝栄、また事務局からは中村主幹と仲村係長の５名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲村学委員、宮城徳重委員、よろしくお願いいたします。座って説明いたします。 議案第２号、受付番号１１番、見取図の１ページになります。申請地の池原２丁目２５９７番地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の東に位置し、現況は畑でありました。３条調査書の報告をします。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第３条第２項第４号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者２名で、年農業従事日数１５０日であり、年１５０日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第３条第２項第７号の地域調和であります。申請地にはパパイアの栽培予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第２号、受付番号１１番について、委員の意見を求めます。何かご意見はございますか。６番仲宗根光夫委員。
６番	受付番号１１番ですが、現在利用権で貸借中ですが、今回の３条所有権移転によって、利用権貸借契約は解消されるのでしょうか。それとも利用権貸借契約後に所有権移転となるのでしょうか。】
事務局	貸借契約を破棄し、所有権移転という形になります。
議長	ほかに何かご意見はございますか。 (進行の声)
議長	特に問題はないようでございますので、進行の声がでございます。 議案第２号、受付番号１１番、農地法第３条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	許可することに全委員が賛成でありますので、許可相当といたします。

事務局	続きまして議案第3号、受付番号65番から79番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。 それでは議案書2ページをお開きください。 議案第3号、受付番号65番から79番を読み上げて説明。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
1番	ご報告いたします。議案第3号、受付番号65番、見取図の2ページになります。申請地は中頭病院の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2か所以上ある地域にあり、第3種農地としました。 受付番号66番、見取図の3ページになります。申請地は白川街区公園の西に位置し、現況は更地にさらに砂利が敷き詰められた状況でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号67番、68番、73番、74番は連担しておりますので、一括で報告いたします。見取図は4ページ、5ページ、10ページ、11ページになります。申請地は宮里中学校の西に位置し、現況は建築中の状況でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号68番、見取図の5ページになります。申請地は宮里中学校の西に位置し、現況は更地でした。 受付番号69番、見取図の6ページになります。申請地は古謝公民館の北東に位置し、現況はサトウキビの生えた状況でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設が2か所以上ある地域にあり、第3種農地としました。 受付番号70番、見取図の7ページになります。申請地は古謝公民館の北東に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設が2か所以上ある地域にあり、第3種農地としました。 受付番号71番、見取図の8ページになります。申請地は登川公民館の北に位置し、現況は雑木林が繁茂した状況でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している地域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号72番、見取図の9ページになります。申請地は北美小学校の南に位置し、現況は雑草が少し生え始めた状況でありました。農地区分は申請地のおおむね300m以内に高速道路のインターチェンジの出入口があり、第3種農地としました。 受付番号75番、見取図の12ページになります。申請地は古謝公民館の北

	に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号と76番と77番も連担する土地で、報告します。見取図の13ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している地域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号78番、見取図の15ページになります。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している地域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号79番、見取図の16ページになります。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は雑木林が繁茂した地域でありました。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設が2か所以上ある地域にあり、第3種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号65番から79番について、委員の意見を求めます。何かご意見はございますか。9番高江洲繁委員。
9番	受付番号72番の備考にある、赤土防止条例協議済とありますけれども、別の項目では届出済ともありますけれども、これ届出済と協議済では何か違うのでしょうか。
事務局	赤土等防止条例の届出が必要かどうかというところを中部保健所が判断して、必要な場合は届出を受理するのですが、場所によっては同じ1,000㎡を超えたとしても、この届出が不要なところがあります。このことは、この申請者が中部保健所に出向いて相談し状況説明を行ったうえで、保健所が総合的に判断し不要という結果であった場合には、その旨をこの『届出不要の申出書』という任意様式により提出いただいております。これは、保健所と本当に相談してきたこと、相談担当者が誰であったのか、等を記入してもらい、法令順守の担保をとっております。
9番	要するに、沖縄県のこの赤土防止条例では1,000㎡以上は届出が必要だけど、事前協議として話をして、必要か必要でないかを確認して、必要であれば届出を出す。なければ協議済と。
事務局	おっしゃるとおりです。きちんと相談していなければなりませんので、その担保を取るために提出を求めています。
議長	ほかに何かご意見ございますか。6番仲宗根光夫委員。

6 番	受付番号の 7 8 番と 7 9 番についてですが、隣接地であるにもかかわらず、それぞれ 2 種農地と 3 種農地と判断されていますが、なぜでしょうか。7 8 番と 7 9 番の譲渡人が別であることが、その理由でしょうか。仮に、譲渡人が一人であったとき許可申請書は 1 枚になると思いますが、その場合の農地区分はどうなるのでしょうか。
事務局	今のご質問は 7 8 番と 7 9 番は隣接しているにも関わらず、なぜ 2 種と 3 種に判断が分かれるかということですね。
事務局	これはですね、接道の有無での判断となっております。3 種農地になっているところの根拠として接道に下水道が通っているという点にあります。それで 3 種農地との判断ですが、もう一方の土地は接道しておりませんので、接道部分に下水道が敷設されているという 3 種農地であることの根拠が成り立ちませんので、2 種農地との判断となっております。
6 番	転用の対象となっている土地の接道部分に下水道が有るか否かが、判断基準ということですね。同時使用であったとしても、もう一方の土地には接道・下水道が通っていないですので、2 種農地となるわけですね。
事務局	そのとおりです。あくまで、その申請地に接道しているところに、判断基準を置いているということになります。
6 番	接道部分が公道か私道かも関係が有りますか。
事務局	休憩を求めます
議長	休憩いたします。 (一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 6 5 番から 7 9 番まで許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なし声がございます。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 6 5 番から 7 9 番まで許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第３号、受付番号６５番から７９番については許可相当といたします。進行いたします。 議案第４号、受付番号３番から４番、非農地証明交付申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは議案書の１１ページをお開きください。 議案第４号、受付番号３番、４番を読み上げて説明。 ご審議のほど、お願いします。
議長	それでは、議案第４号についても現地調査されておりますので、１番島袋孝栄委員、現況報告をお願いします。
１番	報告します。議案第４号、受付番号３番、見取図の１７ページになります。申請地は高原公民館の南に位置し、現況は２０年以上農地として使用がなく、木々が繁茂し、傾斜地であるため農地として使用することが適さない状況にあると判断しました。以上のことから、非農地と判断いたしました。 受付番号４番、見取図の１８ページになります。申請地は美池自動車学校の南に位置し、現況は池原２丁目１７３番１が２０年以上農地として使用されていなく、木々が繁茂しており、また土地の形状が長方形で傾斜地のため農地として使用することが適さない状況であります。池原２丁目２３０５番４は、土地が狭小地であるため農地として適さない状況である。以上のことから、非農地と判断いたしました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第４号、受付番号３番から４番について、委員の意見を求めます。
	(進行の声)
議長	進行の声もございますので、進行していきたいと思います。 議案第４号 非農地証明交付申請の受付番号３番から４番について、承認とすることに異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第４号 非農地証明交付申請、受付番号３番から４番について、賛成の委員は挙手をお願いします。

議長	(全委員挙手) 全委員が賛成でありますので、非農地として承認いたします。進行いたします。 今日は議案第1号のほうから第4号までのご審議、大変お疲れさまでございました。 これをもって、令和6年度第409回総会を閉会いたします。
----	--

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年**11**月**26**日

会 長	宮城 徳重	
議 長	宮城 徳重	
5 番	高宮 実一郎	
13 番	大城 信男	